

# 京都市大學經濟學會 經濟叢論

第十四卷 第六號

昭和十年十二月一日發行

## 論叢

消費利子の問題……………文學博士 高田保馬  
車稅の基本的問題……………法學博士 神戸正雄

## 時論

産業組合製絲と養蠶農家……………經濟學博士 八木芳之助

## 研究

統計調査論……………經濟學博士 蛭川虎三  
資本制生産の發展と商業關係……………經濟學士 堀新一  
株式價格構成の原理……………經濟學士 石田興平

## 說苑

朝鮮に於ける金爲替本位制……………經濟學士 松岡孝兒  
限界生産力說と新勞銀基金說……………經濟學士 飯田藤次  
古典學派の商業概念について……………經濟學士 松井清

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題  
本誌第三十一卷乃至第四十卷論題索引  
本誌第四十一卷總目錄

## 說苑

### 朝鮮に於ける金爲替本位制

#### の濫觴

松岡孝兒

#### 一 序 言

周知のごとく重商主義の綱領は金を以つて富としたるにある。従つてこの政策の結果が金を以つて經濟政策の根本的な目的物とせることはまた當然である。かくて金鑛ある國はそれよりの金の採掘に走り、金鑛なき國は貿易を重んじ之による金の集中に熱中したことは已に史實に餘りに詳しい。

我國に於いても明治初期又は其以前よりの泰西資本主義經濟特に重商主義經濟の輸入が自ら金の流出入に注目するに至つたことは勿論である。特に明治時代に入つて、これがために對外貿易を作興し金の集中を意

朝鮮に於ける金爲替本位制の濫觴

圖したことは隠れなき事實である。後年朝鮮に於ける金爲替本位制即ち朝鮮に於ける通貨の發行準備を日本に於ける正貨によるに至れる事實はかくのごとき事情にその萌芽を作れるものである。即ち明治九年二月日本朝鮮に對する條約は、對外修交の意圖に於いて成立したものであるが、同時に「我が政府は之と通商を開始し、我が國の通貨を流通せしめ朝鮮產出の金を買收せんとするの意圖」<sup>1)</sup>を有ち、その結果がやがて日本金融機關の朝鮮進出となり、遂にそこに金爲替本位制を成立せしめるに至つたものであつて、この政策のごとき全く這般の關係を語る以外の何ものでもない。

このことは併し之を日本に於ける金爲替本位制の採用理由と較べるとき其間必ずしも一致を見出し得ない。このことは本問題の取扱に於いて最も重要な特性の一である。このことについては以下順次論述せんとするものであるが、かくのごとき相違を來さしめたる所以は日本に於ける資本主義經濟の構成と朝鮮のそれとの間には相異なる發展段階が存するからであ

1) 第一銀行：第一銀行五十年小史 pp. 73-74. 特に地金銀の買入については pp. 75-78 參照。

る。元來日本及び朝鮮の兩國に於いて何れが先づ資本主義制經濟の展開に過程にはいつたかといふ點から見れば、このことはそれまで一般に日本にはいりこんだ

文化のそれのごとく、支那大陸より朝鮮を經過し來たものではなくして一舉に泰西より日本に渡來したものであり、かゝる關係上總括的に云へば資本主義制經濟の展開は、日本に於いて早くもこの展開を終つたのに

反し、朝鮮に於いては著しく滯滞してしまつた。そこで日本に於ける資本主義制經濟的膨脹は必然的に向ひ、遂に朝鮮をしてその好むと好まざるとに拘らず日本の經濟的支配の下に立たざるを得ざらしめるに至つた。このことが實に朝鮮の金爲替本位制を成立させる

に至つた根本的原因であり、その結果は貿易による朝鮮への貨幣的進出並に朝鮮に於ける金地金買入を目標とするに至つたものである。その發展がここに第一銀行乃至朝鮮銀行の貸付資本の作用態を機縁として朝鮮に於ける金爲替本位制を完成せしめるに至つたものである。しかもその發展の勢は營に朝鮮のみに止らなか

つた、更に進んで滿洲支那其他に對しても其の影響を加へるに至つたものである。

然るに日本に於ける金爲替本位制の成立はかくのごとき先進資本主義國の資本の進出による結果ではない。<sup>2)</sup>このことは已に他の機會に述べたるが如く、全く日本が明治二十七八年戰役の結果よりロンドンにて受取れる償金を擔保として運用されたものである。

従つて朝鮮に於ける金爲替本位制の濫觴は日本のそれとは異り、近世資本主義制經濟の必然的發展過程に起れる一類型であり、従つてこの將來に於ける運營就中その活用も資本主義制經濟の發展形態に於ける必然的運命への關心を特に染めしめる。

この意味に於いて日本内地及び朝鮮に於ける金爲替本位制の濫觴は之を同一視し得ない。その日本内地に於ける重要性と朝鮮に於けるそれとは異なる形式に屬するものであり、此の點日本資本主義制經濟の發展よりして特に朝鮮の金爲替本位制研究についての意義と特性とを認めざるを得ない。

2) 明治財政史、第II卷 p. 946

3) 拙稿：日本に於ける金爲替本位制の濫觴(經濟論叢第40卷第4號)参照

私は以下この視角からしてまづ朝鮮に於ける金爲替本位制採用以前の貨幣状態、特にその通貨整理、貨幣制度樹立の内容を述べ、次に朝鮮に於ける金爲替本位制の採用事情並にその内容を述べんとするものである。尙ほ此等の過程を通じて特に私が強調せんとする點は、上述せるごとく、資本主義制經濟の發展上其の後進國の金爲替本位制は如何に生成し發展するかといふことを明にせんとするにある。

## 二 朝鮮金爲替本位制前史

朝鮮に於いては元來貨幣制度と稱すべきものなく、賣買貸借一に謂はゆる韓錢によつて行はれてゐた。日韓貿易の起るや韓錢の貨幣價值下落甚だしく、ここに於いて例へば釜山在留商人は韓錢を銀行に預入れ之に對し韓錢手形の發行を請求して之を流通させてゐた。更に明治十五六年の頃當伍錢の鑄造が行はれたが、同二十二年頃より同二十五年の頃に至り粗惡錢の濫造行はれ、その結果一時は銅地金に亞鉛類を混

和せるものを使用し、遂には銑鐵をさへ用ひるに至つた。

明治二十四年政府は近代貨幣制度の採用を決定し、典圖局を設け銀本位制によらんとしたが失敗し、明治二十七年八月を以つて再び近代貨幣制度の成立を企て、新式貨幣發行章程を公布し、日本銀圓を標準とせる貨幣制度を成立せしめやうとした。このことは一見銀貨本位制の如き觀があつたが、貨幣の鑄造頗る少く、その鑄造せる新貨幣は單に見本となるに過ぎなく、これ亦遂に成功するに至らなかつた。然るに新式貨幣發行章程第七條に「新式貨幣が多額に鑄造されるまでは外國貨幣を混用することを得。但し本國貨幣と同質同量同價のものは通用を許す」といふ規定あり、このことは漸次朝鮮國內にメキシコ銀貨及び日本銀貨の流通を増加せしめ、特にメキシコ銀貨に鑄造が多かつたことはここに日本銀貨をしてその信用を重からしめ、明治三十年の頃にはその流通額三〇〇萬乃至三五〇萬圓を示すに至つた。<sup>4)</sup>

4) 澁澤榮一：朝鮮國幣私議參照。

5) 明治十七年第一銀行は第一回の韓國政府貸上金を提供してゐるが、その額は墨銀24000ドルである。

6) 朝鮮銀行：鮮滿經濟十年史 p. 10.

然るに日本は明治三十年新に金本位制を採用することとなりそは當然に從來の一圓銀貨を廢することとなつたので、このことは朝鮮に於ける日本商人をして從來粗惡なる朝鮮鑄貨による著しき不利不便を避けるため貿易支拂手段として從來の一圓銀貨に刻印を附したるものの通用を希望せしめ、日本及び朝鮮兩國政府に請願し、その承認を得るに至り、かくて銀本位制は實際上朝鮮の本位制となるに至つた。これ實に日本通貨朝鮮進出の第一歩である。

尙又日本政府は明治十五年日本銀行設立後その正貨準備充實のため金の吸収に努めてゐたのであるが、明治十七年には已に從來朝鮮に於いて金塊及び砂金の買入に従事してゐた第一銀行の希望に對し一ヶ年の期限を有する三十萬圓の資金を貸下げ、朝鮮の砂金及び上海の「テエル」銀の買入を行はしめた。尙同十九年五月には政府は更に同行に命じ日本銀行との間に地金銀取引に關する約定を結ばしめ、買入資金を日本銀行より受けしめることとしたのみならず、更に同年九月には

政府は三年の期限を有する十萬圓の資金を貸下げたので、其の結果當時貿易尙振はず更に支那商人の競争等ありしにも拘らず明治十九年五月より同二十二年八月までに日本銀行の受取れる地金銀は二〇〇萬圓に達した。しかも尙増加の可能性が認められたので政府は更に貸付期間を延長し積極的にこれが集中買入を圖つた。

かくて明治三十年には日本はその金本位制を採用したのであるが、ここに日本政府は朝鮮産金額を調査しその一年二百貫以上の金塊を買入れることの困難ならざるを知るや、明治三十二年日本銀行をして再び第一銀行に買入資金を融通し、同行また京城に地金分析所を設け地金取扱規則を定めた。これよりして地金の買入大いに進み、一ヶ年五百貫以上に及ぶに至り、日本の朝鮮に於ける地金買入に一大飛躍を示したが、此間の事情はまた實に朝鮮に於ける金爲替本位制の成立と密接不離の關係にある。

かくのごとく日本通貨の朝鮮進出及び日本の朝鮮産

7) 濫觴榮一：朝鮮國幣私議によれば私案は次の五ヶ條より成る。  
第一、現在朝鮮三港（釜山浦、仁川、元山）及京城に流通する一圓銀は朝鮮政府の所有と兩國人民の所有とに論なく其所有の望に従ひ一定の刻印を捺し常分此刻印銀貨を以て朝鮮國貿易場流通貨幣に充てしむる事  
第二、刻印銀貨を以て朝鮮國貿易場の流通貨幣たらしむることは豫め朝鮮政府に同意せしむる事

金買入の成功せる時にあたり、ロシアは次第に南下し來り、特に明治三十年十一月アレキセエフの韓國財政顧問となり、更に明治三十一年二月京城に露韓銀行の設立計畫されるに及んで刻印附一圓銀貨の國內流通を以つて韓國の國威に關するものとして之が流通排斥を主張し、遂に明治三十四年（光武五年）には日本の金本位制に類似せる韓國貨幣條例を制定すると共に、更に刻印附一圓銀貨の流通を禁止するに至つた。是れ實に韓國に於ける銀貨本位制の排斥であると共に同時にその金貨本位制採用である。併し當時韓國に於いては實質的には何等金本位制樹立運用への準備が行はれてゐなかつたため、その金本位制採用は單に形式上のものたるに止り、實質的には失敗せざるを得なかつた。しかも前述せるごとく刻印附一圓銀貨の流通を禁じた結果、國內に於ける通貨の缺乏を將來したので政府は補助貨幣によりて之を補はんとし、白銅貨の鑄造を行ひ併せてその改鑄益金をも求めんとしたのであるが、これらのことは自ら通貨の濫造となり信用の失墜となつ

て物價の騰貴激變を生ぜしめ、財政經濟の發達を阻害した。

此時に於いて貿易上の障礙と海關稅取扱上の不利とを除却するため、當時已に上述せるごとく朝鮮金融界に活動せる第一銀行は銀行券の發行を企て、日本政府の援助により韓國同行支店に於いて引換を行ふ無記名式一覽拂銀行券の發行を大藏省に願出でその許可を得同三十五年銀行券規則を定め、發行銀行券は所有者の希望により韓國に於ける各地支店及び出張所に於いて同額の日本通貨との引換を行ふこととした。この際發行高の制限については何等規定されなかつたがその金額は約一三〇萬圓に及んだと云はれてゐる。此種銀行券の發行乃至通用に關しては韓國政府内に於いてもロシアに好意を有つ人々によつて妨害され、特に明治三十五年九月外部大臣趙秉世は銀行券授受の禁止を命じたため、日本代理公使萩原守一の抗議となり、翌年一月遂に該訓令を取消さしめた。<sup>10)</sup>

然るに其後外務大臣の更迭行はれて銀行券の通用は

- 第三、現今朝鮮國貿易場に流通する日本銀行の兌換券は自由交換の方法なきを以て貿易場の取引未だ圓滿と云ふを得ず依て此兌換券も無打交換の方法を設けられたる事
- 第四、兌換券無打交換の方法を設くるには其交換基金として左の金額を朝鮮各地に準備へ置き交換所取扱銀行を定め之を取扱はしめ其引換たる兌換券又は金貨を以て更に一圓銀貨の交付を請ふときは日本銀行は何時にても

再び禁ぜられ、京城府尹も亦銀行券の授受を嚴罰する旨發表したので銀行券の引換請求盛に起り、就中京城仁川に於いて最も著しかつた。林公使及萩原代理公使は相共に携へて之に抗議し遂に撤回を見るに至つた。

日本はこの事情に鑑み、明治三十六年二月その發行取締事項を改め第一銀行も亦前掲銀行規則を改正して銀行券の信用維持とその發行規定とを取締つた。その内容によれば、銀行券發行高は五〇〇萬圓を限度とし銀行券發行高に對しては日本通貨及び有價證券による同額の引換準備をおくとし、引換準備は銀貨及び日本銀行兌換券を正貨準備とし、公債證書、商業手形、帝國又は韓國政府の證券を保證準備とするの外、更に正貨準備は韓國各支店出張所に於いて、保證準備は京城支店に於いて之を備へ、引換準備率については發行高一〇〇萬圓未滿なるときはその三分の一、發行高一〇〇萬圓以上なるときはその二分の一と規定された。

かくのごときは日本が第一銀行を通じて朝鮮に一種の金爲替本位制を實施させた過程であるが、この金額

は明治三十七年末に於いて三三七萬圓に達するに至つた。このことが遂にその後日本財政顧問をして朝鮮に於ける貨幣本位制は金爲替本位制なるべきことを決定せしめるに至つた所以の萌芽的實質的根據である。

### 三 金爲替本位制の採用

朝鮮は明治三十七年日本より財政顧問を聘するに至つたが、これによつて典園局は廢止され、更には白銅貨供給の停止、日本による貨幣鑄造政策の實施、貨幣制度の改正、之に伴ふ整理方法等々が相次いで發表された。朝鮮に於ける金爲替本位制は實にこの貨幣整理政策に於いて實質的形式的に認められたものであり、爾來今日に及んでゐる。この朝鮮の金爲替本位制の端緒は實に日本より招聘された財政顧問（目賀田種太郎）によつて明治三十七年決定されたものである。その貨幣制度整理の要點並に整理方法は次のごとくである。<sup>11)</sup>

# I 貨幣制度整理の要點

(一) 韓國に本位貨幣なし、物價の變動激甚にして

[illegible]

(二) 白銅貨幣は、製造粗惡にして私鑄竊造し易し殊に數年來の濫造に加へて私鑄偽造の行はるること久しく、殆ど其正偽を分別し難きに至れり、故に之に代へて適當の補助貨を發行すること、又葉錢は其流通額夥多にして、且粗惡貨の流通尠からず、故に之を引上げ適當の分量に收縮し、其粗惡なるものは之を廢すべし。

## II 整理方法

(二) 韓國の通商及交通上、最も近接するものは日本國なり、故に韓國貨幣の本位は之を日本國と同一に爲すこと。

(二) 韓國貨幣制度の成否に、最も利害の關係を有するものは亦日本國なりとす。故に韓國政府は、日本政府若くは日本政府の保證を以つて資金を借入るること。

以上二方針の實現を期せんがためには、左の方策に

(一) 韓國貨幣の基礎及發行貨幣を全然日本と同一にすること。

(二) 韓國貨幣制度と同一なる日本貨幣の流通を認むること。

(三) 本位貨幣並に兌換券は、日本のものを以つて  
 すること、若くは日本兌換券を準備として、  
 日本政府の監督及保證を以てすること。

朝鮮に於ける金爲替本位制は實に上述『整理方法』(三)の規定の後半即ち「本位貨幣並に兌換券は之を日本兌換券を準備として日本政府の監督及保證を以て」發行することとなる規定中に存する。

此の案は上述せる明治三十四年（光武五年）二月勅令第四號を以つて公布せる韓國貨幣條例が金本位制に據つて居り、その内容も亦日本の貨幣條例に類似してゐたので改めて明治三十八年（光武九年）一月勅令を以つてその實施を公布し、貨幣整理に着手することを宣言すると共に、政府は更に勅令を以つて公然日本通貨の

迄亦換記  
 内地も兌無  
 及進歩は銀  
 場貿易の取  
 易國動換  
 貿易の交換  
 各國の兌換  
 國改比價の  
 朝鮮銀兩の  
 朝目金とす  
 券面を金と  
 換其てく補  
 の全に缺を  
 銀行は幸を  
 本引は不滿  
 日本若圓の  
 日取も引は  
 て國のど取  
 より同す上  
 によれば信  
 方法を得と  
 換するを失  
 交すつを證  
 左流通待  
 廣期券名  
 第五

流通を承認する外、第一銀行と契約を結んで之を中央銀行とし、從來第一銀行が発行せる銀行券を以つて本位貨に代るべき效力を有つとしたため、第一銀行の發行する銀行券は日本の金貨及び銀行券と共に韓國本位貨たるの地位を獲得したのであるが、茲に第一銀行券を以つて金貨又は日本銀行券と同視したことはその形式と實質とに於いて一の金爲替本位制の採用であるといはなければならない。

尤もこの第一銀行券は、既に述べたるがごとく、明治三十五年の頃は海關所在地に於いて一覽拂約束手形として流通してゐたものである。是れその當時本位貨として認められてゐた刻印附一圓銀貨が北清事變のため支那に流出せるのみでなく、更に一圓兌換券も次第に回収され、海關稅徵收上頗る困難を感じたからである。後、明治三十五年これ亦上述せるがごとく、朝鮮の金本位制採用は海關稅をも亦銀建より金建とするに至つたので、第一銀行は茲に明治三十五年五月日本通貨を引換として一圓、五圓、拾圓の三種の銀行券を發

行し流通せしめた。このことは一時は障礙を受けたがその信用は遂に日本銀行兌換券に匹敵し、明治三十七年四月にはその流通高實に一三〇萬圓に達するに至つた。

日本は明治三十八年三月勅令を以つて朝鮮に於ける第一銀行の取扱業務に關する規定を定め、同銀行券を以つて韓國の法貨たることを承認したのであるが、これ實に上述せるがごとく第一銀行の信認によつて韓國が同行をばその中央銀行とし、その發行する銀行券をば法貨として認めるに至つたからである。<sup>12)</sup> 今第一銀行に於ける銀行券發行規定を見ると、同行はその業務について外務、大藏兩大臣の監督を受け、その發行高に對する引換に充てるため同額の金貨、金銀地金及び日本銀行兌換券を置くを要とし、又この正貨準備によるの外一〇〇萬圓を限る保證準備、更に必要に應ずる制限外發行等が認められてゐる。これ實に朝鮮に於ける金爲替本位制採用の最初である。第一銀行はその後更に韓國銀行となり、再轉して朝鮮銀行となつて以つ

8) 此問題に關する第一銀行及び韓國總稅務司ブラウンの斡旋は重要な結果を齎してゐる。

9) 第一銀行：第一銀行五十年小史 pp. 75-77

10) 之に對してはまたイギリスの反對あり總稅務司ブラウンまた海關稅としての收納を認めたのでロシヤはアレキセエフの任を解き同年四月には露韓銀行をも閉鎖した。

11) 朝鮮銀行：鮮滿經濟五十年史 pp. 12-13

22) 鼎軒田口卯吉全集、第七卷 pp. 236-237 13) 朝鮮銀行：鮮滿經濟十年史 p. 17

て今日に及んでゐるが、その間に於いて銀行券の發行準備は終始この規定にその根據を置いた。

#### 四 要 言

以上朝鮮に於ける金爲替本位制の濫觴について述べたのであるが、かくのごとく朝鮮に於ける通貨の發行が日本に於ける正貨を準備として發行されるに至つた所以は立入つて云へば日本金融機關が早くも朝鮮の海關稅の取扱に參加せること、そして朝鮮に於いてその地金銀の買入を行へること、その間に朝鮮の通貨狀態に不動の根據を占めたこと、そして遂に日本の銀行が朝鮮の銀行券發行機關となつてしまつたこと等が注目すべき點である。尙ここでは説明する機會がなかつたが此間朝鮮政府に融通せる貸上金は前後六回に互つてゐる。<sup>14)</sup> このことも亦朝鮮に於ける金爲替本位制の成立原因として少からざる分け前を有つ。<sup>15)</sup>

併しその一般傾向から見ると、日本對朝鮮貿易の發展が自ら日本に於ける金本位制の擴大浸透を惹き起さ

せるに至つたものであり、換言すれば日本に於いて比較的早くその緒についた資本主義制經濟の發展が、之に後れた朝鮮に逸早く浸潤して行つた事實を示すものであつて、つまりは日本が嘗て歐米諸國によつて教へられた點をそのままこれを朝鮮に適用せるものに外ならない。<sup>16)</sup> この傾向は雪にこの時期のみに止らない。その後明治三十七八年戰役、世界大戰を經、日本資本主義制經濟の發展力が益々強化強調されるに於いて朝鮮銀行を通じて滿洲、シベリヤ、支那に浸潤するに至つてゐるのである。此等の點については更に稿を改めて説明するであらう。

- 14) 第一銀行：第一銀行五十年小史 pp. 84-85  
15) 尤も金爲替本位制の完成には或はその國庫との關係中央銀行としての地位等の條件が加はるであらう。併し此等の點については別の機會に述べる。  
16) 日本に於いても明治初年に對外貿易が二三外國の支店若くは出張所によつてその利益が壟斷されたことは當時の貿易の利便に於いて名狀しがたき困難を感じしめた。(東洋經濟新報社：金融六十年史 p. 147)